

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ福島新産業・雇用創出推進室）

制 度 名	避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の適用期間の延長等		
税 目	所得税、法人税 （福島復興再生特別措置法第 25 条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 3 の 2、第 18 条の 8 及び第 26 条の 8）		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島復興再生特別措置法において、避難指示等が出た 12 市町村を対象地域として、被災事業者の事業再開を図るため、投資等準備金について課税の特例が措置されているところ。 ・ 上記特例が活用できる期間（手続可能な期間）は、事業実施場所の避難指示解除等から 3 年とされている。 ・ これまで避難指示が解除された区域においては、本制度が活用され事業再開が一定程度進んできたところであるが、避難指示が解除された後直ちに事業再開が実現するものではなく、被災 12 市町村では事業環境がまだまだ大変厳しい状況にあるところ、今後も被災 12 市町村における本制度の活用が見込まれている。 ・ このような状況の中、一部の対象区域に関しては、既に認定に係る手続の期限が到来し、又は近々期限が到来する予定であり、被災地域の復興を加速化するためには、更なる事業再開を促進する必要があることから、引き続き税制優遇措置を講じる必要がある。 ・ これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（※）に適用されている税制上の特例（福島再開投資等準備金）の適用期間を、期限が既に到来又は平成 32 年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成 32 年度末）まで拡充・延長する。 <p>※避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域</p> <p>○現行制度の概要 福島県知事の認定を受けた事業者（※1）が、企業立地促進区域（※2）において事業再開するために準備金を積み立てた場合、その積立額を損金算入（投資予定額を限度）できる。 また、準備金を取り崩して避難解除区域等内で再開投資を行った事業年度において、特別償却（機械・装置は即時償却、建物等は 25%）を可能とする。</p> <p>※1 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成 23 年 3 月 11 日当時、本店又は主たる事業所を有していた事業者 ※2 企業立地促進区域：避難解除区域等内の区域のうち、企業の立地を促進すべき区域</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
(制度自体の減収額)	(-	百万円)	
(改正増減収額)	(-	百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 被災事業者の事業再開を後押しし、産業・生業の再生を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 29 年 4 月までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、帰還困難区域では、特定復興再生拠点の整備が始まるなど、復興・再生は新たな段階を迎えている。こうした動きを更に加速するため、被災された事業者の事業再開を支援する税制上の措置が引き続き必要である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	被災事業者の事業再開を後押しし、産業・生業の再生を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限が既に到来又は平成 32 年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成 32 年度末）まで拡充・延長する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置が引き続き適用されることで、避難指示等の対象となった区域（避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域）における事業再開を促進し、福島の復興・再生を加速する原動力となる。
	相当性	機械等の特別償却等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 2 の 3、第 10 条の 3 の 2、第 10 条の 3 の 3、第 17 条の 2 の 2、第 17 条の 2 の 3、第 17 条の 3 の 2、第 17 条の 3 の 3、第 25 条の 2 の 2、第 25 条の 2 の 3、第 25 条の 3 の 2 及び第 25 条の 3 の 3）

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成 23 年 3 月 11 日当時、本店又は主たる事業所を有していた事業者を対象としており、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>避難解除区域等における特例措置の適用の要件となる福島県による認定の件数：6 件（平成 30 年 5 月末現在）</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>本特例措置により、6 件の被災事業者の事業再開が行われる予定である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>復興拠点等の整備等</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>本特例措置により、6 件の被災事業者の事業再開が行われる予定であり、産業・生業の再生に寄与している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 27 年度 「福島再開投資等準備金」制度の創設 平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p>